

## 第 3 回

### (仮称) 権利擁護センター設立検討会

と き 平成 28 年 2 月 10 日(水)18 時 30 分

ところ 北広島市福祉センター 会議室

#### 会議次第

#### 1 開 会

#### 2 座長あいさつ

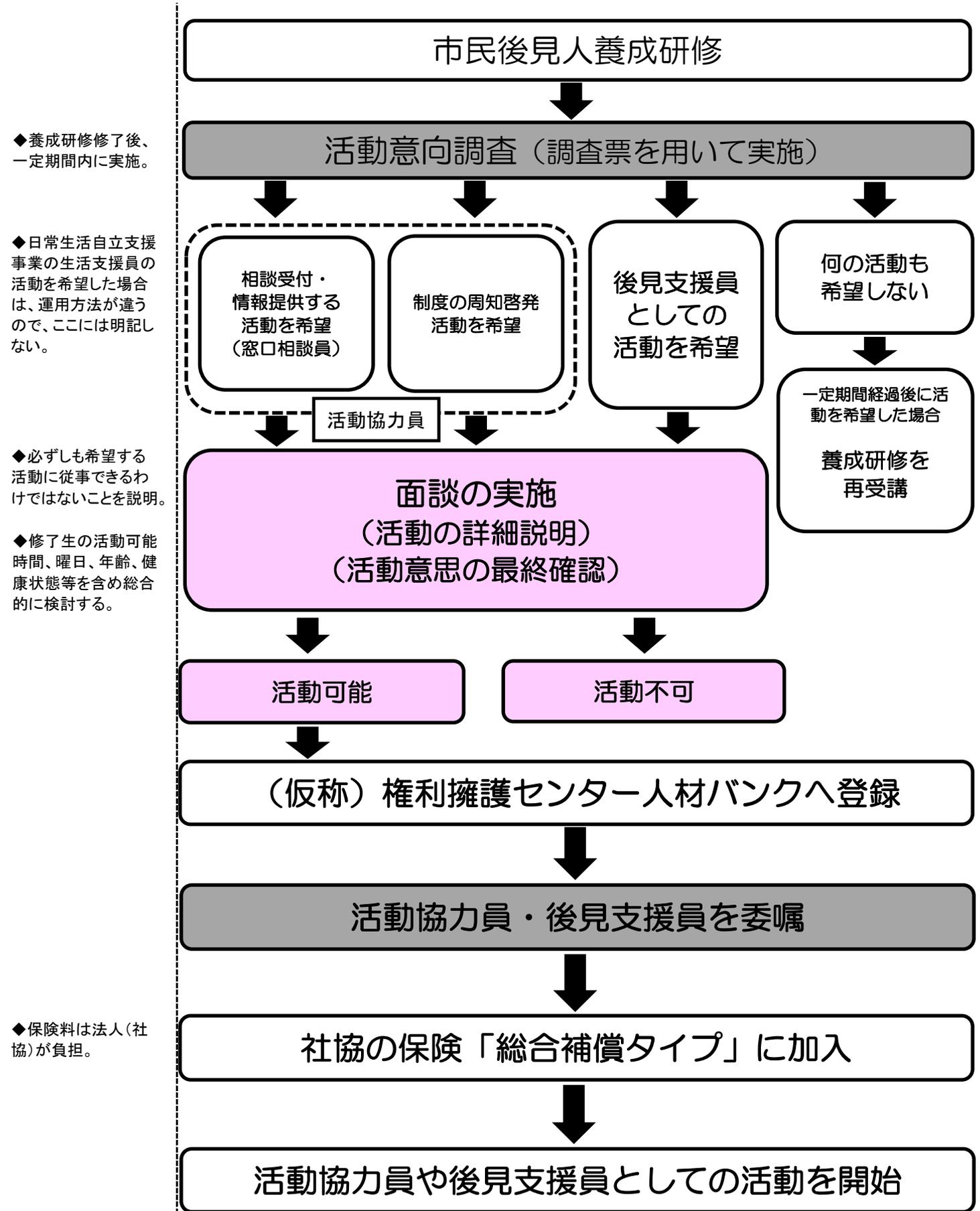
#### 3 協議事項

- ・(仮称) 権利擁護センターの業務について
- ・(仮称) 権利擁護センターに関連する業務について  
成年後見利用支援事業  
市長申立
- ・名称について

#### 4 その他

#### 5 閉 会

活動協力員・後見支援員の選任から活動までの流れ



～成年被後見人等の管理物件の取扱いと法人内(社協)の出納事務管理体制

◆日常的に使用する物件◆

以下の物件については、日常使用する頻度が高いことから社協の金庫にて保管する。

・日常生活費を取り扱う通帳 ・通帳印 ・健康保険証 ・介護保険受給者証  
 ・障がい者手帳 ・年金手帳 等

【管理物件を持出す場合】

- ①持出す物件、用途を明らかにし、管理物件責任者の許可を得る。
  - ②必ずセンターの専門員と社協事務局職員の2名で対応する。
  - ③センターの専門員が保管物件管理簿に、持出す物件、用途、時間を記入する。
  - ④社協事務局職員が保管物件管理簿に記入された内容と、金庫内を照合し確認する。
  - ⑤後見支援員に通帳、通帳印を渡す場合は、管理物件受渡簿に自署、押印を得る。
- ※金庫に物件を戻す場合も、センターの専門員と社協事務局職員の2人体制で事務を行う。

【管理物件の保管方法】

- ①金庫の鍵は、管理物件責任者が管理する。
- ②原則、センター開所時間以外の金庫の開閉および、管理物件の持出しは行わない。
- ③特別な事情がない限り、金庫内に成年被後見人等の現金は保管しない。
- ④金庫内の管理物件が適切に管理されているか、社協事務局職員が定期的に確認する。

◆日常的に使用しない物件◆

以下の物件については、日常使用する頻度が低いことから金融機関の貸金庫にて保管する。

・年金証書 ・定期預金証書 ・権利証  
 等

【管理物件を持出す場合】

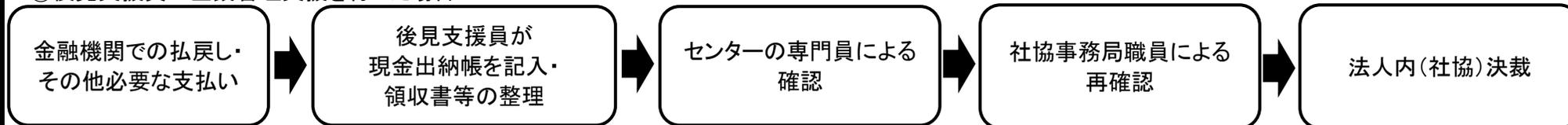
- ①持出す物件、用途を明らかにし、管理物件責任者の許可を得る。
  - ②必ずセンターの専門員と社協事務局職員の2名で対応する。
  - ③センターの専門員が貸金庫開閉票に、持出す物件、用途、時間を記入する。
  - ④社協事務局職員が保管物件管理簿に記入された内容と、金庫内を照合し確認する。
- ※貸金庫に物件を戻す場合も、センターの専門員と社協事務局職員の2人体制で事務を行う。

【管理物件の保管方法】

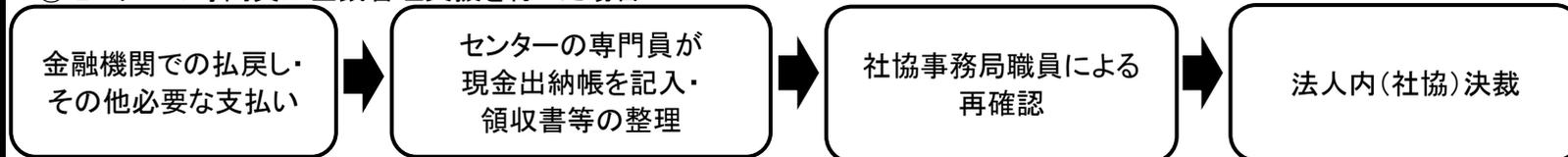
- ①貸金庫の鍵は、管理物件責任者が管理する。
- ②特別な事情がない限り、金庫内に成年被後見人等の現金は保管しない。
- ③貸金庫内に管理物件が適切に管理されているか、社協事務局職員が1年に1回確認する。

◆法人内(社協)の出納事務管理体制◆

～①後見支援員が金銭管理支援を行った場合



～②センターの専門員が金銭管理支援を行った場合



## (仮称)権利擁護センターに関連する業務について

### 成年後見利用支援事業

#### (1) 現状と課題

現状の成年後見制度を利用する際に、申立て費用と後見人等への報酬を支払が生じます。低所得者であっても、申立て費用、報酬を支払うこととなり、支払いができずに制度を利用できない方がいます。

平成 25 年度に実施した成年後見制度のニーズ調査から、高齢者の 3 割を越える方が制度利用に至らない理由として後見人の報酬等費用の負担が重たいことが挙げられました。

また、低所得者の方が、後見申立てをできる親族がいる場合は、市長申立てを利用できず、自分たちで費用をまかなわないといけないため、成年後見制度が利用できない状況となります。

このことから、(仮称)権利擁護センターをより有効に機能させ、成年後見制度の利用促進を図るためには、この課題を整理する必要があり、低所得者対策の検討進め、先進地視察で訪問した自治体を参考に、あらたに成年後見制度利用支援事業を創設することとしました。

#### (2) 成年後見制度利用支援事業

##### ア 基準

- ① 生活保護に該当する者
- ② 報酬の助成がないと生活保護となる者
- ③ 生活保護に準ずる者
  - ・非課税世帯 ・預貯金額が 50 万円以下 (複数世帯で 100 万円以下)
  - ・居住以外の資産がない者

##### イ 申立て費用および報酬助成額

###### 申立て費用 実費

助成上限額	施設入所者	18,000 円
	在宅生活者	28,000 円

##### ウ 予定該当者数

制度初年度	障がい 1 名、高齢者 1 名
制度の普及後	障がい 5 名、高齢者 5 名

(3) 管内他市の状況

ア 市長申立ての助成のみ

札幌市・江別市・千歳市

イ 低所得者に対する助成あり

石狩市・恵庭市

## 市長申立

### (1) これまでの市長申し立ての流れ

相談があった場合、担当者が本人や関係者との面談を実施。(生活歴や親族関係) 医師の診断書で成年後見制度利用の必要性が認められ、かつ親族調査の結果で2親等以内の親族で申立てする者がいないと認められた場合、北広島市が札幌家庭裁判所へ市長申立を行っています。

### (2) 課題

市長申立を家庭裁判所に行い際は、大半後見人候補者を裁判所に一任しています。しかし、市長申し立てのケースでは、財産がない上に支援が複雑な方が多いため、家庭裁判所での後見人選任に時間を要する状況となっています。

### (3) 市と（仮称）権利擁護センターとの連携

課題を解決するため、市長申し立てを家庭裁判所に行う前に、ケース検討会議で市長申し立てケースの後見人候補者の選考を実施し、その後に家庭裁判所に申し立てを行うこととします。

市と（仮称）権利擁護センターとの連携により、迅速な制度利用につながるよう、従来の取扱いからの変更を行います。

### (4) 市長申し立てまでのフロー

別紙 図1 参照

## 名称について

北広島市成年後見センター

## 成年後見制度市長申立てまでのフロー

